

三沢市建設業者工事施行能力審査規則等の改正に伴い、社会貢献考查数値の判断資料とするため、平成24年度から下記に基づきボランティア活動報告の受付を開始いたします。

○ 活動期間及び受付開始日 活 動 期 間 平成24年4月 1日以降
 受付開始日 平成24年4月17日

○ ボランティア活動の定義

ボランティア活動とは、自発性、無償性、社会・公共・公益性に基づく社会貢献活動のことを指し、次に掲げるものとする。

- 1 事故や災害時における応急復旧活動。
- 2 河川、道路、公園等の清掃及び植樹等の環境美化活動。
- 3 交通安全、防犯等に関する啓蒙活動。
- 4 高齢者、障害者支援等の社会福祉活動。
- 5 消防団活動など、地域防災活動への協力支援活動。
- 6 その他、市長が社会貢献度が高いと認めた活動。

○ 諸手続

- 1 ボランティア活動にあたっては、事前に関係先に連絡調整を行った上で活動し、活動後は速やかに別紙活動報告書により管財課まで報告を行ってください。
 - 2 活動報告による承認は、報告書の内容を審査した上で、書面により連絡いたします。
- ※ 活動報告は各業者が自主的に報告していただくこととなりますので、各種団体や協会の構成員として参加した場合でも、各自で報告くださるようお願いします。